



記者手帳

現在、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会（委員長 田中勝鳥取環境大学研究・交流センター教授）では、昨年12月19日にとりまとめられた「廃棄物処理政策における論点整理」に基づいて、各論の論議が始まった。

今年2月18日の審議では不法投棄対策の強化や排出事業者の「自ら保管」「自ら処理」についての把握、特に建設業界での元請業者の排出事業者責任としての所在の明確化、マニフエストについて処理

が終了するまでの一連の処理の行程で産業廃棄物を処分した後の産業廃棄物について期間・数量などの保管基準の適用、産業廃棄物処理施設施設許可の更新制、産業廃棄物収集運搬業許可取得手続きの簡素化、などが議論された。

1990年代後半

実務的影響大きい 法制度論議

是正措置手段、排出事業者が委託した処理の状況を定期的に実地確認することの義務化、などがテーマになった。

さらに、4月20日の審議では、廃棄物処理業の許可制度の整備に関連して、中間処理産業廃棄物（発生から最終処分

から2000年代半ばまで廃棄物処理法については、不法投棄撲滅などで大きな改正が次々となされた。ただし、その後には非飛散性アスベスト廃棄物（石綿含有廃棄物）への対処など個々の課題への対処のための改正が多かった。

昨年から続いている法制度のあり方の審議も、当初は97年改正の附則にある10年後の見直し事項に関するところを中心に議論されると考えられていたが、その後野で課題になっていく事項を幅広くテーマにあげている。関係者の中には「90年代後半からの法改正に比べればそんなに大変ではないのではなか」との声もあがっているが、実務的には大変大きな事項があがっている。

例えば、建設系を主とする排出事業者について、「建設系産業廃棄物については、排出場所が一定でないことや、原則として元請業者が排出事業者となるが建設工事の請負形態によっては排出事業者が元請業者でないケースがある」といった特殊性から、排出事業者の特定が困難な場合があり、中にはこれを悪用して自ら処理であると称した無許可での不適正処理が行われていることがある」として、「自社保管」「自社処理」について行政によるしっかりとした把握を求めている。これはすなわち、「(1) 自社保管」「(2) 自社処理」を通じて「不法投棄すること」(経営が)成り立っている「業界関係者」という建設業など産業界の特に中小規模の企業にとっては死活問題になってくる。

今回の法制度改正議論は注意深く見ていく必要がある。(中)